

周南公立大学整備等基金条例制定について

周南公立大学整備等基金条例を次のように定める。

令和3年8月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南公立大学整備等基金条例

(設置)

第1条 市が設立する公立大学法人周南公立大学が設置する周南公立大学の運営及び施設整備に要する費用に充てるため、周南公立大学整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

(1) 一般会計歳入歳出予算で定める額

(2) 前条の目的のための寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に係る事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。